

～中山地区で浄化槽の設置をお考えの方へ～

伊予市浄化槽市町村整備推進事業のご案内

水質汚濁の主な原因は生活排水！

現在、全国の河川や湖沼は、家庭から排出される台所や洗濯排水等(生活雑排水)で汚れています。このため、伊予市では、公共下水道、農業集落排水整備事業や浄化槽設置整備事業を推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図っています。

中山地区では、浄化槽を新設したいときに、希望があれば、市が浄化槽を設置し、維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を行っています。

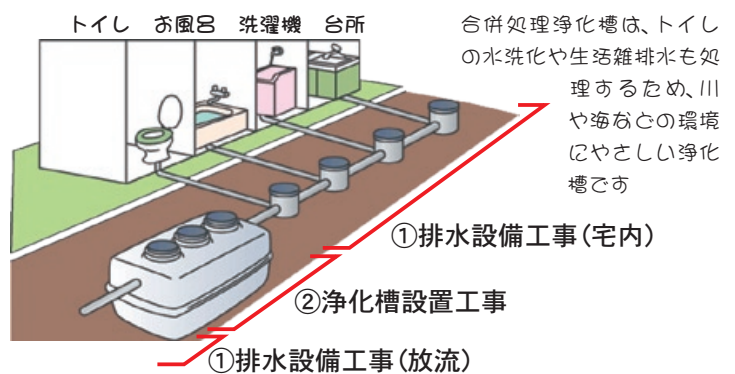
※ここでいう浄化槽とは、生活排水とし尿を合わせて処理できる「合併処理浄化槽」のことで、**し尿のみを処理する単独浄化槽は、現在新設できません。**

対象者

中山地区の特定環境保全公共下水道、農業集落排水計画事業区域以外で、浄化槽を新設される方(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も対象となります)。

個人が負担する経費

○トイレの改造費や水道工事費
○トイレ・台所・風呂場等から浄化槽までの宅内排水管工事費や浄化槽から放流先までの放流管工事費(右図①排水設備工事)は個人の負担となります。



分担金

浄化槽を設置するために必要な工事費(右上図②**浄化槽設置工事**)の一部を分担金として負担していただきます。

人槽区分	分担金の額
5人槽～10人槽	130,000円
11人槽～15人槽	200,000円
16人槽～50人槽	補助基準事業費の10%

※浄化槽の設置に要する経費が補助基準事業費(国が定める補助対象事業費)を超えるときは、その額を負担していただきます。

融資あっせん及び利子補給制度

市では、金融機関と協定して無利子(利子は市が負担)で借りられる水洗便所改造資金の融資あっせん制度を設けています。

対象工事費	既設トイレの改造及び排水設備工事費
借入限度額	10万円以上50万円以内(1万円単位)
返済方法	毎月1万円以上(千円単位)の均等償還
要件	○返済能力があること ○市税及び浄化槽分担金を完納していること ○市長が適当と認める連帯保証人1人を有すること

使用料

使用料は、2か月分を奇数月に納付していただきます。

- (1)専用住宅は、毎年4月1日を基準日とし、基準日現在の住民基本台帳に登録されている人員とします。(中途加入の場合は、加入時の世帯員)
- (2)店舗・事務所等にあつては、設置された浄化槽の処理対象人員を世帯員とします。

使用料(1か月分)(消費税は別)

世帯人員	使用料
1人世帯	1,620円
2人世帯	2,390円
3人世帯	3,340円
4人世帯	3,810円
5人世帯	4,290円
6人世帯	4,770円
7人以上の世帯人員の場合	4,770円に6人を超える世帯員1人につき475円を加算した額

問い合わせ

伊予市水道部下水道課 ☎982-1111 (内線599)